

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（一部抜粋）

平成 25 年 4 月 2 日

規則第 47 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

（目的）

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

（組織）

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。
2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。
3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第 4 条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）を置く。
2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。
3 会長は、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。
2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第 7 条 別表第 2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。
2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
4 部会に部会長を置く。
5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
6 部会長は、部会の事務を掌理する。
7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（守秘義務）

第 8 条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1 (第1条、第3条、第9条関係)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県河川整備審議会	15人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部

別表第2 (第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県河川整備審議会	河川整備計画部会	河川整備計画についての調査審議に関する事務
	河川環境部会	河川環境等についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県中小企業振興対策審議会規則 (昭和28年和歌山県規則第70号)
- (2) 和歌山県クリーニング師試験委員規則 (昭和28年和歌山県規則第79号)
- (3) 和歌山県水産業振興対策審議会規則 (昭和29年和歌山県規則第28号)
- (4) 和歌山県観光審議会規則 (昭和41年和歌山県規則第140号)
- (5) 和歌山県製菓衛生師試験委員規則 (昭和42年和歌山県規則第124号)
- (6) 和歌山県毒物劇物取扱者試験委員規則 (平成21年和歌山県規則第70号)

附 則(平成25年7月5日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。